

水中ドローン運用・業務のために、安心をプラス。



# 水中ドローン安全潜航操縦士 ライセンス 付帯型保険 のご案内

一般社団法人 日本水中ドローン協会は東京海上日動火災保険株式会社と連携し、水中ドローンを使用した業務中の安心・安全に対する社会的信頼向上と、事故トラブル発生時の被害者救済に資する賠償資力の確保を目的として2022年4月1日より「水中ドローン安全潜航操縦士」ライセンス証への付帯保険を創設しました。

## 水中ドローンに関する ライセンスに付帯される 保険は日本初となります。

### 本制度対象者

「水中ドローン安全潜航操縦士認定講習」を修了し、ライセンスが発行・付与された方。(発行、付与されるには発行申請手続きと手数料のお支払いが必要です)

※2022年3月以前に認定・発行を受けた方は会員更新をもって付帯されます。

※ライセンス認定日より適用となります。(ライセンス発行申請完了の翌月～翌々月)



操縦者と依頼者に  
**安心を  
PLUS**

詳しくは、下記QRコードで  
ウェブサイトをご覧ください。



一般社団法人  
日本水中ドローン協会  
Japan Underwater Drone Association





## 自動付帯保険の補償概要

### ■対象者

一般社団法人 日本水中ドローン協会認定【水中ドローン安全潜航操縦士】ライセンス取得者、かつ日本水中ドローン協会会員

### ■補償の対象となる方

本制度への加入対象者が所属する法人・個人事業主

### ■有効日

資格有効日から翌3月末まで。(以降、資格有効期間内かつ協会年会費を納入されている方は自動更新)

### ■適用地域

日本国内

### ■保険金額支払限度額(対人対物共通)

1名・1事故あたり5,000万円

### ■免責金額

0円

### ■特約

- ・作業対象物等損壊担保特約100万円 免責5,000円
- ・訴訟対応費用1,000万円 免責0円
- ・人格権侵害担保特約支払限度額(1名)100万円  
支払限度額(1事故または1請求)5,000万円  
支払限度額(保険期間中)5,000万円

### ■支払われる保険金例

- ①水中ドローンを使用した業務中、第三者管理物件の損壊
- ②水中ドローンを使用した業務中、依頼元管理物件の損壊
- ③水中ドローンを使用した業務中、事故・トラブルによる訴訟のための準備費用(鑑定証作成、再現費用等)

※原則として事業用途での水中ドローンを使用した業務中、対象者を起因とし、対象者外への事故・トラブル・損壊に対して補償する保険となります。

日本初

# 水中ドローンライセンスに 自動付帯される保険!

# 3 つのうれしいポイント

Point

## 1

### 大手保険会社との 連携で安心の補償!

Point

## 2

### 「水中ドローン安全潜航操縦士」 のライセンスを取得することで 安心をバックアップ!

Point

## 3

### 業務提案において、 安全担保の 提案要素にも!

Japan Underwater Drone Association

水中ドローン安全潜航操縦士 技能認定証



水中 度論  
ミズナカ ドロン

認定番号: 10001 機関番号: 001  
認定日: 2019年05月01日  
認定期限: 2021年04月30日 まで有効

上の者が水中ドローン安全潜航操縦技能 一般社団法人  
認定試験の合格者であることを証します。 日本水中ドローン協会

操縦者と依頼者に

## 安心を PLUS

## 保険内容に関するお問い合わせ先(取扱代理店まで)

### 【取扱代理店】

エイ・シー・エフ

住所 〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷4-14-9

TEL 03-6411-4873 FAX 03-5490-7023

Mail drone@a-c-f.jp HP <http://www.a-c-f.jp>

FB <https://www.facebook.com/drone.ACF/>

詳しくは  
WEBサイト



### 【ライセンス管理事務局】

一般社団法人 日本水中ドローン協会

住所 〒110-0005 東京都台東区上野1-20-1-5F

TEL 03-5812-4367

Mail [info@japan-underwaterdrone.com](mailto:info@japan-underwaterdrone.com)

HP <https://japan-underwaterdrone.com/>

詳しくは  
WEBサイト



さらに手厚い補償保険や、機体保険ご希望の場合は個別対応いたします。

下記情報を記載の上、「[drone@a-c-f.jp](mailto:drone@a-c-f.jp)」までメールにてご連絡おねがいします。

・機体名・消費税込みのご購入金額・所有者・ご契約者名・ご契約者住所・所有者以外の使用の有無・補償希望開始日